

八重瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

八重瀬町役場 健康保険課

新型インフルエンザ等 対策特別措置法第8条について

市町村行動計画の作成

市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

市町村行動計画に定める事項

一 ～総合的な推進に関する事項

二 ～市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

- イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
- ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 ～体制に関する事項

四 ～他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 ～市町村長が必要と認める事項

新型インフルエンザ等 対策特別措置法第8条について

(第4項)

市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

(第6項)

市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(第7項)

3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

→市町村行動計画の作成について準用する。

今後のタイムスケジュール

沖縄県知事への連絡・確認	令和8年4月
八重瀬町行動計画の変更	令和8年5月
議会への報告・公表	令和8年12月
沖縄県知事への報告	令和9年3月

市町村行動計画変更の必要性

- 新型コロナ対応や関係法令の改正等を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画の全面改定

これを受けて

- 県では、平成25年10月に策定した沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画について、専門家による検討や関係者からの意見聴取等を経て、令和7年3月に改定



市町村行動計画については、新型インフルエンザ等対策特別措置法により、「市町村は、都道府県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を作成する。」と定められていることから、**県行動計画の改定完了後、市町村行動計画の変更を行う必要がある。**

市町村行動計画変更の 必要性及び改定のポイント

改定のポイント

- (1) 新型コロナ対応の経験やその間に行われた関係法令等の整備
- (2) 感染症危機対応への体制整備
- (3) 県の総合調整権限・指示権限の創設・拡充によるガバナンスの強化

これらを踏まえ、各種の対策を抜本的に拡充し、具体化している。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなく、**その他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、**新型インフルエンザ等の発生段階を**準備期、初動期及び対応期の3期に分けて整理を行っている。**

行動計画の主たる2つの目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、県の医療提供体制の整備やワクチンが供給されるまでの時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療につなげることにより、重症者数や死亡者数を減らす。

2. 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び町民の社会経済活動への影響を軽減する。
- ・町民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・八重瀬町新型インフルエンザ等対策のための業務継続計画（以下「町業務継続計画」という。）の作成・実施等により、公衆衛生等町民の生命及び健康に関わる業務並びに町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

行動計画の概要及び素案

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

- 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
- 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
- 第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と実効性確保のための取組

- 第1節 町行動計画における対策項目
- 第2節 町行動計画の実効性を確保するための取組
- 第3節 感染症危機管理の体制

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- 第1章 実施体制
- 第2章 情報収集・分析、リスクコミュニケーション（拡充）
- 第3章 まん延防止
- 第4章 ワクチン（新規）
- 第5章 保健（新規）
- 第6章 物資（新規）
- 第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

7の項目ごとに、3つのフェーズ
「準備期」「初動期」「対応期」
を記載

※対策項目をこれまでの4項目から7項目に変更し、新型コロナ対応で課題となった対策項目を独立させる等の充実を図る。6

町行動計画について

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組【町行動計画 P.18～42】

対策項目①～⑦の取組内容

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦町民生活及び地域経済活動の安定の確保

①実施体制

【行動計画 p 18～21 】

	準備期	初動期	対応期
目的	あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。	町は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて町対策本部を立ち上げ、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。	町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要であることから八重瀬町業務継続計画に基づき通常業務の縮小等の実施を行う。感染症危機の状況並びに町民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。
所要の対応	《<u>実践的な訓練の実施</u>》 ○県等と連携し発生に備えた訓練の実施 《<u>町行動計画の作成や体制整備・強化</u>》 ○感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者の意見聴取 ○業務継続計画の作成・変更 ○新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成 《<u>国や県等との連携の強化</u>》 ○国、県等による相互連携/ 情報共有、連携体制の構築 《<u>地域連携体制の強化</u>》 ○社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、学校等と平時から連携を深め、情報共有および協力体制の整備を図る。	《<u>発生が確認された場合の措置</u>》 ○町対策本部の設置の検討（政府・県対策本部の設置後） ○必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応 《<u>予算の確保</u>》 ○国の財政支援の有効活用、地方債発行の検討	《<u>基本となる実施体制の在り方</u>》 ○町対策本部設置後、対策実施 ○県や他の町町村へ、職員の派遣・応援を要請 ○国の財政支援の有効活用、地方債の発行等により財源を確保 《<u>緊急事態措置の検討</u>》 ○町対策本部の設置 ○町による総合調整 《<u>特措法によらない時期の体制</u>》 ○町対策本部の廃止

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【行動計画 p21～25】

基本理念と目標	感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生し、偽・誤情報が流布するおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民、県や他の市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。町は、平時から、町民等の感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。		
	準備期	初動期	対応期
目的	平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深め、リスクコミュニケーションの在り方の整理・体制整備を進める。	感染拡大に備え、町民等に的確な情報提供・共有を行い、準備を促す。	町民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す。
所要の対応	町民等への情報提供・共有の手段、必要な情報の把握・情報提供・共有に活かす方法の整理・事前の定め <u>《発生前における町民等への情報提供・共有》</u> ○感染症危機に関する情報提供・共有を行い、リスクコミュニケーションができる体制整備、情報源としての認知度・信頼度の向上 ○高齢者、こども、視覚や聴覚等が不自由な方、外国人等への分かりやすい情報提供 ○自動応答システム等のデジタル技術の積極的な活用 ○コールセンター等の設置準備 <u>《県との情報提供・共有体制の整備》</u> ○県との感染症状況等の情報提供・共有	感染者に対する偏見・差別等は許されず、対策の妨げにもなること等について情報提供・共有する。 偽・誤情報の拡散等を踏まえた科学的知見等に基づく情報の提供・共有する。 <u>《発生時の情報提供・共有体制の整備》</u> ○高齢者等への分かりやすい情報提供 ○観光施設での多言語による情報提供 ○自動応答システム等のデジタル技術の積極的な活用 <u>《県との情報提供・共有体制の整備》</u> ○県との感染症状況等の情報提供・共有 <u>《双方向のコミュニケーション》</u> ○コールセンター等の設置	科学的知見等に基づいて適切に判断・行動できるよう、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供・共有する。 <u>《発生後の情報提供・共有体制の強化》</u> ○リスクコミュニケーションの体制強化 ○高齢者等への分かりやすい情報提供 ○観光施設等での多言語による情報提供 ○コールセンター等の継続 <u>《県との情報提供・共有体制の整備》</u> ○県との感染症状況等の情報提供・共有

③まん延防止

【行動計画 p 25～29】

基本理念と目標	新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び町民の社会経済活動への影響を最小化する。このため、病原体の性状等を踏まえたりスク評価を適時適切に行い、特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。	
	準備期	初動期
目的	新型インフルエンザ等の発生時に、県内の医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。	発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、県が医療提供体制等の整備を行うための時間を確保し、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。
所要の対応	<u>《対策強化に向けた理解や準備の促進等》</u> ○換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及 ○感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し、指示を仰ぐことや、不要不急の外出を控えること等の有事の対応について、平時から町民等への理解促進を図る。	<u>《国内でのまん延防止対策の準備》</u> ○業務継続計画に基づく対応の準備

基本理念と目標	ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収め、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる。		
	準備期	初動期	対応期
目的	ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現できるよう、国や県のほか、医療機関や事業者等と連携し、必要な準備を進める。	準備期に計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。	○初動期に構築した接種体制に基づき、町民が速やかに接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。
所要の対応	《ワクチンの接種に必要な資材》 ○予防接種に必要な資材の確認、準備 《ワクチンの供給体制》 ○ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの配量の想定 《接種体制の構築》 ○医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。 ○速やかに特定接種が実施できる接種体制の構築 ○町民に対し、速やかにワクチンを接種する為の体制構築 《情報提供・共有》 ○予防接種についての分かりやすい情報提供及びQ & A等の提供 ○適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済、町民への情報提供 ○医療関係者及び衛生部局以外の分野、教育委員会等との連携等の強化 《DXの推進》 ○予防接種関係のシステムと国が整備するシステム基盤との連携による予防接種事務のデジタル化の整備 ○スマートフォン等による接種勧奨 ○予防接種のデジタル化への環境整備	《接種体制》 ○接種会場、医療従事者の確保等、接種体制の構築 《ワクチンの接種に必要な資材の確保》 《接種体制》 ○接種体制を構築するため、医師会等の協力を得て、その確保を図る。 ○接種勧奨方法、予約方法の検討、資材の確保 ○接種会場の確保 ○大規模接種会場を設けることを県へ検討するよう要請 ○感染性産業廃棄物の保管する場所の確保、収集の頻度や量等について協議	《ワクチンや必要な資材の供給》 ○ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、ワクチンの割り当て量の調整を行う。 ○供給の滞りや偏在等については、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。 《接種体制》 ○初動期に構築した接種体制に基づき特定接種、住民接種を実施 《健康被害救済》 ○最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や町民等への適切な情報提供 ○健康被害に対する救済制度の周知、情報提供 《接種に関する情報提供・共有》 ○実施する予防接種の情報の周知・共有

基本理念と目標	町は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、新型インフルエンザ等対策の業務負荷の急増が想定されることから、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行いながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。
	対応期
目的	新型インフルエンザ等の発生時に、予防計画や健康危機対処計画、準備期に県が整理した医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、保健所が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。 その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。
所要の対応	《主な対応業務の実施》 ○健康観察及び生活支援 ・ 県が実施する健康観察への協力 ・ 県が実施する食事の提供等、当該患者・濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給への協力 ○情報提供・共有、リスクコミュニケーション ・ 感染が拡大する時期にあっては、発生時にとるべき行動等の対策の分かりやすい情報提供・共有 ・ 高齢者、こども、外国人、視覚等不自由な方等、配慮が必要な者のへの適切な配慮、理解しやすい内容や方法の感染症対策や各種支援策の周知広報

⑥物資

【行動計画 p 38～40】

基本理念と目標	新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。 このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。町は、平時から国の方針に基づき、個人防護具や感染症対策物資等の備蓄を進める。
	準備期
目的	感染症対策物資等は、有事に、医療や検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。
所要の対応	《感染症対策物資等の備蓄》 ○町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 （備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。） ○消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

⑦町民生活及び町民の社会経済活動の安定の確保

【行動計画 p 40～42】

基本理念 と目標	町民生活及び町民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、町民や事業者等に対し、必要な準備を行うことを推奨する。新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民生活及び町民の社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、町民や事業者等は、平時の準備を基に、自ら感染防止や事業継続に努める。		
	準備期	初動期	対応期
目的	町は、必要な準備を行いながら、町民や事業者等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び町民の社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。	町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、町民や事業者等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び町民の社会経済活動の安定を確保する。	町は、準備期での対応を基に、町民の生活及び町民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。
所要の 対応	《<u>情報共有体制の整備</u>》 ○国・県、関係機関及び内部部局間での連携する情報共有体制を整備 《<u>支援の実施に係る仕組みの整備</u>》 ○支援の行政手続や支援金等の給付等に備え、DXを推進し適切な仕組みを整備 《<u>物資及び資材の備蓄等</u>》 ○備蓄している感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品等を備蓄 ○町民等に対しマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品・生活必需品等の備蓄を推奨 《<u>生活支援を要する者への支援等の準備</u>》 ○県及び関係機関と連携し要配慮者の把握、生活支援の対応等について具体的手続を決める。 《<u>火葬能力等の把握、火葬体制の整備</u>》 ○火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備	《<u>事業継続に向けた準備等の勧奨</u>》 ○事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、感染が疑われるときの休暇取得の推奨等、感染拡大防止に必要な対策の準備を勧奨 《<u>生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け</u>》 ○町民等に対し、生活関連物資等の購入における消費者としての適切な行動と呼び掛け ○事業者に対し、生活関連物資等の高騰の防止、買占め、売惜しみをしないよう要請 《<u>遺体の火葬・安置</u>》 ○火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合の一時的な遺体の安置施設等の確保の準備	《<u>町民生活の安定の確保を対象とした対応</u>》 ○心身への影響を考慮した施策(自殺対策、メンタルヘルス対策等)の取組 ○生活支援（見回り・介護・訪問診療・食事提供等）を要する者への支援 ○教育及び学びの継続に関する支援 ○生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け等 ○可能な限りの火葬炉の稼働の要請、臨時遺体安置所での遺体の適切な保存、特例による埋火葬の手続き 《<u>社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</u>》 ○影響を受けた事業者を支援するための財政措置 ○水道水の安定的かつ適切な供給